

第5章 消防用設備等の特例基準

【目的】

この基準は、令第32条及び条例第34条の17の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例（以下「特例」という。）を定め、審査及び指導の円滑な運用を図ることを目的とする。

【留意事項】

特例については、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合に適用するものであり、本章における特例要件該当の適否のみではなく、総合的に判断して適用するものであること。

なお、特例を適用するか否かについては、消防長又は消防署長が判断するものであり、防火対象物の関係者や消防用設備等の設計者が判断するものではないことに留意すること。

【特例適用の手続】

特例を適用した場合の手続きは、次により取り扱うものとする。

1 特例適用願出書の提出が必要なもの

特例を適用するもので、同意規程第11条の2に規定する消防用設備等特例適用願出書（以下「特例適用願出書」という。）の提出がないと特例の内容が把握できない認められる場合は特例適用願出書を提出させること。

なお、下記に掲げるものは、特例適用願出書の提出を必須とする。

- (1) 第1節 防火対象物の形態等による特例(第10及び第11を除く。)
- (2) 第2節 消防用設備等の特例(文末に★印を付しているものに限る。)
- (3) 特例基準に規定されていない特例を適用する際、消防長又は消防署長が特に必要と認めるもの。

2 特例適用願出書の提出を省略できるもの

1に掲げる以外のものは、特例適用願出書の提出を省略することができる。

ただし、下記の届出書等で特例の内容を把握すること。

- (1) 法第17条の3の2に規定する「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」
- (2) 法第17条の14に規定する「工事整備対象設備等着工届出書」
- (3) 条例第43条に規定する「防火対象物使用開始（変更）届出書」
- (4) 条例第47条の2に規定する「消防用設備等の工事計画届出書」

3 その他

- (1) 特例基準に規定されていないものについては、必要に応じて協議すること。
- (2) 特例を適用する際に第三者機関の評価を用いるものについては、評価結果書の写しを特例適用願出書又は2(1)から(4)までに掲げる届出書等に添付させること。

【特例基準】

防火対象物の形態等による特例や消防用設備等の特例は、次のとおりとする。

なお、防火対象物の形態等による特例は第5-1表、消防用設備等の特例については第5-2表を参照し、特例適用願出書の提出有無等を確認すること。

第5-1表

第1節 防火対象物の形態等による特例		
防火対象物の形態		特例適用願出書の提出有無
第1	出火危険のない防火対象物又はその部分	必要
第2	仮設建築物	必要
第3	精神病院等	必要
第4	冷凍室又は冷蔵室	必要
第5	ラック式倉庫	必要
第6	ガス充てん所	必要
第7	可動式ブース	必要
第8	民泊	必要
第9	特例を適用している共同住宅	必要
第10	畜舎等	不要
第11	集会場	不要
第12	自走式自動車車庫	必要

第5-2表

第2節 消防用設備等の特例		
消防用設備等の種別		特例適用願出書の提出有無
第1	消火器具	不要
第2	屋内消火栓設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第3	スプリンクラー設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第4	泡消火設備	不要
第5	不活性ガス消火設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第6	ハロゲン化物消火設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第7	粉末消火設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第8	屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第9	自動火災報知設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第10	ガス漏れ火災警報設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第11	漏電火災警報器	文末に★印を付しているものに限り、必要
第12	消防機関へ通報する火災報知設備	不要
第13	非常警報器具又は非常警報設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第14	避難器具	文末に★印を付しているものに限り、必要
第15	誘導灯及び誘導標識	文末に★印を付しているものに限り、必要
第16	消防用水	不要
第17	排煙設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第18	連結散水設備	文末に★印を付しているものに限り、必要

第19	連結送水管	文末に★印を付しているものに限り、必要
第20	非常コンセント設備	文末に★印を付しているものに限り、必要
第21	非常電源	文末に★印を付しているものに限り、必要
第22	パッケージ型消火設備	不要
第23	パッケージ型自動消火設備	不要
第24	特定小規模施設用自動火災報知設備	不要
第25	条例により設置義務を課している消防用設備等の代替	原則として、必要
第26	その他	必要に応じて協議

第1節 防火対象物の形態等による特例

第1 出火危険のない防火対象物又はその部分

不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で出火の危険がないと認められるか、又は出火源となる設備、物件が原動機、電動機にして出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、次のいずれかに該当する場合は、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備、連結送水管及び非常コンセント設備を設置しないことができる。

- 1 倉庫等で不燃性物品のみを収納するもの
- 2 浄水場、污水处理場等の用途に供する防火対象物で、内部の設備が水管、貯水池、貯水槽その他これらに類するもの
- 3 プール又はスケートリンク（滑走部に限る。）
- 4 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わないもの
- 5 その他、火災危険のない設備、器具のみを設置し、かつ、可燃性のものを収納又は取り扱わないもの

第2 仮設建築物

- 1 仮設建築物（建基法第85条第6項に定めるものをいう。以下同じ。）のうち、次のすべてに該当するものには、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。
 - （1） 存続期間が1年以内であること。
 - （2） 階数が2以下であり、火災時に容易に避難できると認められる構造及び形態であること。
 - （3） 自動火災報知設備が、令第21条に定める技術上の基準により、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
 - （4） 大型消火器が、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置されていること。
- 2 仮設建築物のうち、1（1）から（3）までに該当し、かつ、屋内消火栓設備又はパッケージ型消火設備が設置されているものには、スプリンクラー設備を設置しないことができる。なお、パッケージ型消火設備を設置する場合は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年5月31日付け消防庁告示第12号。以下「パッケージ消火告示」という。）の規定の例（第3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件を除く。）により設置すること。
- 3 仮設建築物（就寝施設のあるものを除く。）のうち、1（1）及び（2）に該当し、かつ、非常警報設備が令第24条に定める技術上の基準により、又は当該技術上の基準の例により設置されているものには、自動火災報知設備を設置しないことができる。

第3 精神病院等

精神障害者等のうち、重症患者（非常時において自ら避難することが困難な患者で、保護室に収容された者、老人性精神病の者及び身障疾患合併症による歩行困難な者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次によることができる。

- 1 消火器具
消火器具は、規則第6条第6項の規定にかかわらず、規則第6条第1項及び第2項の規定により算出した能力単位のことを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。
- 2 屋内消火栓設備

- (1) 当該階の各部分までホースを延長した場合においても、令第11条第3項第1号ニ又は第2号イ(5)若しくはロ(5)に規定する放水圧力及び放水量を維持できるものについては、同項第1号イ又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロの規定にかかわらず設けないことができる。
- 3 スプリンクラー設備
 - (1) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のものとしてすることができる。
 - (2) スプリンクラーヘッドには、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具(散水能力及び分布を著しく減ずるものを除く。)を設けることができる。
 - (3) 制御弁は、規則第14条第1項第3号イの規定にかかわらず、ナースステーション内(操作及び点検の容易な場所に限る。)に設けることができる。
- 4 自動火災報知設備
 - (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋設又は感知器の下方に防護具を設けることができる。
 - (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号ロの規定にかかわらず、手動操作により鳴動させるものとしてすることができる。
- 5 避難器具

次の(1)から(3)までに該当する場合には、令第25条第1項の規定にかかわらず、避難器具を設置しないことができる。

 - (1) 避難に際し、居室の出入口から2以上の異なった経路により避難できること。
 - (2) スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、令第12条及び令第21条に定める技術上の基準(この特例基準を含む。以下同じ。)に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
 - (3) 自動火災報知設備にあっては、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、規則第23条第5項各号に掲げる場所以外の場所にも煙感知器が設置されていること。

第4 冷凍室又は冷蔵室

- 1 消火器具
 - (1) 冷凍室又は冷蔵室(保管温度が常時摂氏10度以下の物品の保管を目的とした室。以下「冷凍室等」という。)で、規則第6条第6項の規定により消火器具を設置することが困難であると認められる場合は、当該規定にかかわらず冷凍室等の主要な出入口付近に集中配置することができる。
 - (2) 冷凍室等で、条例第34条の8の規定により不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設置したものは、規則第6条第1項から第5項までの規定により設置すべき消火器具の能力単位の数値の合計を、3分の1まで減少することができる。
- 2 屋内消火栓設備

冷凍室等に屋内消火栓設備を設置することが困難な場合で、かつ、当該場所の各部分までホースを延長した場合においても、令第11条第3項第1号ニ又は第2号イ(5)若しくはロ(5)に規定する放水圧力及び放水量を確保できる場合にあっては、同項第1号イ又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定にかかわらず、冷凍室等の出入口付近に設置することができる。
- 3 スプリンクラー設備(令第12条第1項第5号に掲げる防火対象物を除く。)

冷凍室等で次の(1)から(3)までのすべてに該当するものには、スプリンクラーヘッドを設置しないことができる。

 - (1) 不燃材料で造られていること。
 - (2) 自動温度調節装置が設けられており、かつ、守衛室等常時人のいる場所に警報を発することができること。
 - (3) 屋内消火栓設備(補助散水栓を含む。)が、令第11条の技術上の基準の例及び2の規定により設けられていること。

4 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備

条例第34条の8第1項第3欄に規定する冷凍室等が次のいずれかに該当する場合は、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設置しないことができる。

(1) 氷の製造加工又は貯蔵のみを行うもので、次のア及びイに該当するもの

ア 特定主要構造部が耐火構造であること。

イ 壁、天井及び床の仕上げが準不燃材料であること。

(2) 冷凍室等の壁体及び天井等の構造が、次のいずれかに該当するもの

ア 断熱材料に岩綿又はグラスウール等の不燃材料を使用し、かつ、これらの押さえを準不燃材料としたもの

イ 断熱材料をコンクリート若しくはモルタル（塗厚さが2 cm以上のものに限る。）又はこれらと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該材料に着火のおそれのない構造としたもの

ウ ア又はイと同等以上の防火性能を有するもの

エ 断熱材料に防災処理を施した材料又はこれと同等以上の防災性能を有する材料を使用し、その表面を不燃材料（ガラス又はアルミニウムを除く。）で覆い、かつ、天井に令第28条の2第2項の技術上の基準の例により開放型の散水ヘッドを設けたもの

(3) 床面積100 m²以下ごとに、耐火構造の床若しくは壁で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸が設けられているもの

5 自動火災報知設備

令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、冷凍室等の部分に自動温度調節装置が設けられており、かつ、守衛室等常時人のいる場所に警報を発することができる場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。

6 非常警報設備

令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、冷凍室等の部分が次の(1)又は(2)に該当する場合は、非常警報設備を設置しないことができる。

(1) 非常警報器具を容易に操作できる場所に収納し、かつ、当該冷凍室等内にいる者に対し火災の発生を有効に報知することができる場合

(2) 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の起動装置と連動して警報を発する自動式サイレン又は非常ベルの音量が当該冷凍室等内にいる者に対し有効に報知することができる場合。ただし、手動起動装置を併用することができるものに限る。

7 誘導灯

令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、冷凍室等の部分が次の(1)又は(2)に該当する場合は、誘導灯を設置しないことができる。

(1) 次のいずれかに該当する避難口誘導灯

ア 冷凍室等の各部分から直近の出入口までの歩行距離が30m以下であること。

イ 出入口であることを識別できる表示及び緑色の灯火が当該出入口に設けられており、かつ、冷凍室等の作業に使用する運搬車等に附置された照明装置により十分な照度を得ることができるもの

ウ 通路部分の曲がり角が1以下で、かつ、出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を附置した緑色の灯火が容易に確認できるもの

(2) 次のいずれかに該当する通路誘導灯

ア 冷凍室等の内部の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有しているもの。

イ 冷凍室等に直接面した荷捌場のうち、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの。

8 排煙設備

床面積が100㎡以下の冷凍室等で、3スプリンクラー設備の(1)から(3)までのすべてに該当するものには、排煙設備を設置しないことができる。

9 連結散水設備

冷凍室等で、3スプリンクラー設備の(1)から(3)までのすべてに該当する場合は、散水ヘッドを設置しないことができる。

第5 ラック式倉庫

ラック式倉庫のうち次のいずれかに該当する場合は、スプリンクラー設備を設置しないことができる。

1 次に掲げるすべての防火安全対策が講じられているラック式倉庫

(1) 出火防止対策

ア 内部からの出火防止

- (ア) 出火しにくい設備・機器が選定されていること。
- (イ) 電気設備その他の出火のおそれのある設備・機器について、過熱防止、漏電防止等の安全対策が講じられていること。
- (ウ) 設備・機器の適正な設置（設置位置、施工管理等）が確保されていること。

イ 外部からの火源の持ち込み防止

- (ア) ラック式倉庫内への収納物等の搬入を無人で行うもの（収納物等の搬入路となる部分又は搬入口において、有人により火災監視が行われるものは含まない。）にあっては、搬入路となる部分又は搬入口に、搬入される収納物等の火災を有効に感知することができるよう炎感知器等が設けられていること。この場合において、収納物等の形状等を考慮して、感知に死角が生じないものであること。
- (イ) 火災を感知した場合には、当該収納物等の搬入を直ちに自動停止するとともに、当該部分及び常時人がいる部分に警報を発することができるよう措置されていること。
- (ウ) 搬入路となる部分又は搬入口には、消火器等の初期消火手段が備えられていること。

ウ 管理上の対策

- (ア) 倉庫内が火気使用禁止であること。
- (イ) 倉庫内での火気使用について、当該事業所の防火管理部門で一括した管理体制（事前確認制度を設ける等）が整備されていること。また、倉庫の改修、増改築等の工事中における火気管理計画が策定されていること。
- (ウ) 倉庫内の設備・機器について、実施計画に基づき定期点検が適正に行われていること。
- (エ) 定期的な巡回監視等、異常が起きた場合の早期発見体制が整備されていること。
- (オ) 収納物等の出入庫管理が適正に行われていること。この場合において、倉庫内の収納物等について、出火危険性の観点から分別して収納する等、被害軽減に係る措置が講じられていること。

(2) 延焼拡大防止対策

ア ラック式倉庫における延焼拡大防止

- (ア) ラック等が設けられている部分と他の部分（荷さばき場、梱包作業場等）が、準耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とするとともに、有効に冷却することにより延焼防止できるスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。
- (イ) ラック式倉庫の外壁の開口部（出入口等）に防火措置が講じられていること。
- (ウ) 配管、配線等の区画貫通部に防火措置が講じられていること。

イ 周囲への延焼拡大防止

ラック式倉庫の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物等への延焼のおそれがないこと。

ウ 防災体制の充実

自衛防災資機材（可搬消防ポンプ、ポンプ自動車等）を備えた自衛消防隊が組織されていること。

2 ラック等の部分が可動するラック式倉庫のうち、次の要件を満たすもの

（1） 屋内消火栓設備又はドレンチャー設備が設けられていること。

（2） ラック等のうち火災が発生した箇所を容易に識別し、当該箇所を屋内消火栓設備又はドレンチャー設備により消火することができる位置に移動することができるものであること。

（3） ラック等を可動するために用いる電気設備等については、耐火措置が講じられていること。

3 冷蔵の用に供されるラック式倉庫（庫内の温度が氷点下であるものをいう。）のうち、次の要件を満たすもの。

（1） 冷蔵室の部分における火気使用その他出火危険がないこと。

（2） 冷蔵室の部分とその他の部分とが、準耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とするとともに、当該開口部には、有効に冷却することにより延焼防止できるスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。

（3） 冷蔵室の壁、床及び天井の断熱材及び押さえが、次のいずれかに該当するものであること。

ア 冷蔵室の壁体、天井等の断熱材料に不燃材料（岩綿、グラスウール等）を使用し、かつ、これらの押さえを不燃材料としたもの。

イ 冷蔵室に使用される断熱材料をコンクリート若しくはモルタル（塗厚さが2センチメートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火するおそれのない構造としたもの。

ウ ア又はイと同等以上の防火性能を有するもの

（4） ラック等を設けた部分に、必要に応じ、難燃材料の遮へい板が設けられていること。

（5） 当該防火対象物の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物への延焼のおそれがないこと。

第6 ガス充てん所

充てん所（LPガス又は可燃性ガスの容器（車両に固定した燃料容器を含む。以下同じ。）への充てんを行う防火対象物。以下同じ。）のうち次のすべてに該当する場合は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができる。

1 充てん所の製造施設（LPガス又は可燃性ガスの製造設備、貯蔵設備、処理設備等を有する建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）のうち、製造設備が次のいずれかに該当するもの。

（1） 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第2条第1項第21号の第1種製造設備、同項第22号の第2種製造設備及び同項第20号の液化石油ガススタンド

（2） 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第2条第1項第13号の定置式製造設備、同項第23号の圧縮天然ガススタンド若しくは同項第24号の液化天然ガススタンド

（3） コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第2条第1項第13号の製造設備、同項第14号の特定液化石油ガススタンド、同項第15号の圧縮

天然ガススタンド若しくは同項第15号の2の液化天然ガススタンド

- 2 1(1)に該当するものにあつては、液石則第6条から第8条までの規定、1(2)に該当するものにあつては一般則第6条から第7条の2までの規定、1(3)に該当するものにあつてはコンビ則第5条から第7条の2までの規定のほか、次に該当すること。

- (1) 製造施設の特定主要構造部が不燃材料で造られていること。
- (2) 製造施設の壁及び天井の仕上げが準不燃材料であること。
- (3) 製造施設において火気の使用がない等、火気管理が徹底していること。
- (4) 製造施設においては、整理・清掃、不必要な物品の除去、可燃物の存置がなく、出入りする者の管理等、適正な維持管理が行われていること。

第7 可動式ブース

1 スプリンクラー設備、自動火災報知設備、排煙設備及び連結散水設備

スプリンクラー設備、自動火災報知設備、排煙設備又は連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物において、事務作業、休憩又は喫煙等を行うスペースを確保するため、可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるもの※¹を除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）を設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド、感知器、排煙口又は散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、次の(1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は次の(2)及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、これらを設置しないことができる。

なお、スプリンクラーヘッドの設置を免除する場合も、当該可動式ブースを屋内消火栓設備又は補助散水栓により警戒する必要はないものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 火気設備等※²の使用を行うもの。
- イ 宿泊を目的とするもの。
- ウ イ以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの※³

- (2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 火気設備等の使用を行うもの。
- イ ア以外のもので、喫煙※⁴その他の火気の使用を行うもの。
- ウ 宿泊を目的とするもの

- (3) 次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。
- イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。
 - (ア) 次のa から d までに掲げる要件を満たすこと。
 - a 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。
 - b 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。）に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）が設置されていること。
 - c bの住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）の例により点検※⁵が実施され、適切に維持管理されていること。
 - d 次の(a)又は(b)のいずれにも該当しないこと。
 - (a) 当該可動式ブース内に可燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合（例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面（正面幅が概ね800mm以上）及び背面からなるソファ等が存する場合）

- (b) 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合（例えば、床から2.5メートルを超える高さに放出口が設けられる場合）
- (イ) 次のaからcまでに掲げる要件を満たすこと。
- a 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること^{※6}。
- b 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから1メートル離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が3キロワット毎平方メートル未満であり、かつ、当該可動式ブースから1メートル離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であることが消火実験等により確認されていること（(アaからcまでに掲げる要件を満たす場合を除く。）。）。
- c a及びbについて、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果^{※7}が存すること。
- ウ 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること^{※8}（可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法^{※9}により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されている場合を除く。）。）。
- (4) 次に掲げる要件を満たすこと。
- ア (3)ア及びイに掲げる要件を満たすこと。
- イ 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法^{※9}により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されていること（仮眠中の使用者に対し、火災の発生を早期覚知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る。）。）。
- ウ イの連動型住宅用防災警報器の設置（火災が発生した際に相互に連動させることを含む。）等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所^{※10}で覚知できるよう措置されていること。
- エ 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。）。
- オ 可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

2 可動式ブース内のスピーカーの設置について

放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーから8メートルを超える場所に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするもの^{※11}を除く。）を設けることにより、当該可動式ブース内にスピーカーの設置が必要と認められる場合であっても、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものについては、これらを設置しないことができる。

(1) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。

ア 1(1)並びに(3)ア及びウに掲げる要件を満たすこと。

イ 1(2)並びに(3)ア及び(4)イからオまでに掲げる要件を満たすこと。

(2) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。

ア 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が65デシベル以上となることが確認できること。

イ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を満たすこと。

(ア) スピーカーから第1シグナル（非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）第4第3号(2)ニに規定する第1シグナルをいう。以下同じ。）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（65デシベル以上の音圧のものに限る。）及び発光により直ちに報知できる機器等^{※12}（放送設備の起動や第1シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65デシベル以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を1分間以上継続できることをいう。以下同じ。））が実験等により確認されたものに限る。）が設置されていること。

(イ) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次のα及びβに掲げる事項に係る表示が設けられていること。

α (ア)の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。

β (ア)の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動（可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等）

(ウ) (ア)の機器等の電源は、次のα及びβに掲げる要件を満たすものであること。

α 特定小規模施自火報告示第2第6号の規定の例により設けられていること。

β 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、当該電源が停電した場合であっても、(ア)の機器等を10分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。

(エ) (ア)の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

※1 「工具等で簡単に取り外すことができるもの」とは、可動式ブースの耐震措置などのために固定される程度であり、一般的な工具により容易に解除可能なものが想定されること。

※2 「火気設備等」とは、条例第3章第1節及び第2節に規定される火を使用する設備又は器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具をいう。なお、喫煙行為に伴うマッチ、ライター等の火気の使用については、「火気設備等」に該当しないものであること。

※3 「仮眠を伴うおそれがある」可動式ブースとは、リクライニングシート（背もたれが段階的に倒れ調整できる椅子）等の設置など、可動式ブースの設置の目的として仮眠が行われることの蓋然性が高いブースをいうものであること。

なお、商品カタログ等がその判断材料の一つとなること。

※4 「喫煙」とは、喫煙行為を差し、加熱式たばこ等の喫煙も含まれるものであること。

※5 「住宅用下方放出型自動消火装置の点検」については、消防法第17条の3の3に準じた期間に実施すること。

※6 「可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること」については、1(3)イ(ア)b、c、dを満たす場合は省略して差し支えないものであること。

※7 「建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果」については、自社試験による検証結果は該当しないものであること

※8 「可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること」とは、可動式ブースの一部がガラス等で造られることにより、可動式ブースの内部を目視できるもので

あること。

※9 「可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法」とは、スプリンクラーヘッド、排煙口又は散水ヘッドの設置を免除する場合においては、可動式ブースの内部及び外部直近に自動火災報知設備の感知器が設置してある場合で、従業員等の常駐場所で火災の覚知ができるもの等も含まれるものであること。

※10 「従業員等の常駐場所」とは、自動火災報知設備の受信機が設置される室のほか、事務所等の常時人がいる場所であっても差し支えないものであること。（可動式ブースが利用可能な時間帯に従業員等が不在となる場合を除く。）

※11 「カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするもの」とは、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供するものも含まれるものであること。

※12 「警報音及び発光により直ちに報知できる機器等」とは、警報音及び発光の方法（照度・点滅方法等）に特段の決まりはないため、その有効性を個別に判断するものであること。

また、当該機器等の「点検」については、消防法第17条の3の3に準じた期間に実施すること。

3 特定共同住宅等に可動式ブースを設置する場合

(1) 特定共同住宅等において、40号省令第2条第4号に規定する共用部分に可動式ブースを設けることにより、当該防火対象物が「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号）又は「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）に定める基準に適合しなくなる場合であっても、1(1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は1(2)及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、引き続き、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができ。

(2) 共同住宅用スプリンクラー設備(条例の規定によるスプリンクラー設備の代替として設置されるものも含む。)、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備又は連結散水設備が設置されている特定共同住宅等において、40号省令第2条第3号に規定する共用室又は同省令第2条第4号に規定する共用部分（以下「共用部分等」という。）に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド、感知器又は散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、1(1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は1(2)及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、これらを設置しないことができる。

(3) 40号省令により、共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、共用部分等に可動式ブースを設けた場合、2(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものについては、当該可動式ブース内に音声警報装置を設置しないことができる。

(4) 特定共同住宅等の共用室に設置する可動式ブースは、共用室を使用する人が主に使用する用途不可分の関係として取り扱い、原則、当該可動式ブースを含めた共用室で一住戸等として取り扱うものとする。

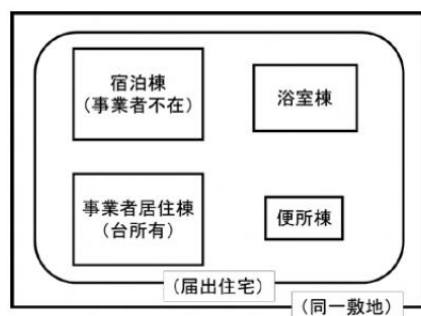
(5) 49号通知、170号通知および220号通知の特例を適用した共同住宅において、(1)から(4)に適合する可動式ブースを設置した場合についても同様に特例は満足しているものとして取り扱うこと。

第8 民泊

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するもの（民泊）については、次によることができる。

1 自動火災報知設備

- (1) 住宅宿泊事業法に基づく施設において、同一敷地内に事業者居住棟（住宅宿泊事業者が居住し、宿泊室が存しない棟）、宿泊棟（宿泊室が存する棟）、浴室棟（専ら浴室の用に供する棟）、便所棟（専ら便所の用に供する棟）があり、これら複数の棟を一の届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅）として届出された場合、宿泊室が存しない浴室棟及び便所棟については、自動火災報知設備を設置しないことができる。この場合、消防用設備等の規制については、浴室棟及び便所棟は、令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に準じた扱いとすることができるものとする。



- ・宿泊棟、浴室棟、便所棟：令別表第1(5)項イ
住宅宿泊事業者が不在となるため
- ・事業者居住棟：住宅
住宅宿泊事業者が不在とならず、宿泊室面積が0㎡であるため

- (2) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（同表(16)項ロに掲げる防火対象物のうち同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。）（特定主要構造部を耐火構造としたものの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものに限る。）の一部の住戸を同表(5)項イに掲げる用途として使用する場合、第2節第9自動火災報知設備 10 によることができる。

2 消防機関へ通報する火災報知設備

令第23条第1項第2号の規定により消防機関へ通報する火災報知設備の設置が必要となる令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物において、人を宿泊させる間、宿泊者を除く関係者が不在となる宿泊施設が存する場合、次に掲げる要件を満たすものについては、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

なお、一の防火対象物に複数の事業者が民泊を営む場合は、各々の事業者がすべての要件を満たす場合に適用できるものとする。

- (1) 自動火災報知設備の火災信号と連動すること等により、火災が発生した旨を迅速に関係者（警備会社等を含む。）へ伝達することができる設備を設置すること。
- (2) (1)の連絡を受けた関係者が直ちに消防機関に通報するとともに、現場に駆けつけ、非火災報又は誤作動であることが判明した場合は直ちに消防機関に連絡することが可能な体制を有すること。
- (3) 消防隊が関係者より先に現場到着した場合に、消防隊が受信機に容易に到達できる措置を講じること。（受信機設置室の施錠扉に破壊用小窓を設ける等）
- (4) (1)において自動火災報知設備等と連動するものにあつては、次のいずれかによる非火災報防止対策を講じること。

- ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
- イ 二信号式の受信機の設置
- ウ 蓄積付加装置の設置
- エ 設置場所の環境状態に適應する感知器の設置

3 誘導灯及び誘導標識

- (1) 令別表第1(5)項口に掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、当該宿泊施設の存する階以外の階において誘導灯を設置しないことができる。(地階、無窓階及び11階以上の階を除く)

- ア 特定主要構造部が耐火構造であること。
- イ 住戸(宿泊施設として使用される部分を含む。ウ及びエにおいて同じ。)が耐火構造の壁及び床で、200㎡以下に区画されていること。
- ウ 住戸と共用部分を区画する壁に設けられる開口部には防火設備(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸に限る。)が設けられていること。
- エ ウの開口部の面積の合計は、一の住戸につき4㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下であること。

- (2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(同表(16)項口に掲げる防火対象物のうち同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。)の一部の住戸を同表(5)項イに掲げる用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合であっても、次に掲げる要件を満たす各独立部分には、誘導灯及び誘導標識を設置しないことができる。

- ア 各独立部分の床面積が100㎡以下であること。
- イ 各独立部分内の廊下等に非常用の照明装置を設置し、又は、各宿泊室に携帯用照明器具を設けること。
- ウ すべての宿泊室(直接外部又は避難上有効なバルコニーに至ることができる宿泊室を除く。)から2以上の居室を経由せず、各独立部分の主たる出入口に通ずる廊下等に至ることができること。
ただし、他の居室を経由して避難することが必要な場合には、当該経由する居室に非常用の照明装置を設置し、又は、他の居室を経由して避難することが必要な居室に携帯用照明器具を設置すること。
- エ ウの廊下等に曲がり角又は扉が複数あり、避難に支障があると認める場合は、当該廊下等に誘導標識を設置すること。

- (3) 建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋を、令別表第一(5)項イに掲げる用途として使用する場合、第2節第15誘導灯3によることができる。

4 非常電源

- 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(同表(16)項口に掲げる防火対象物のうち同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。)の一部の住戸を同表(5)項イに掲げる用途として使用する場合、第2節第21非常電源3によることができる。

5 特定小規模施設用自動火災報知設備

- 延べ面積が300㎡以上500㎡未満の長屋式住宅の一部を令別表第1(5)項イに掲げる用途として使用する場合、第2節第24特定小規模施設用自動火災報知設備1によることができる。

第9 特例を適用している共同住宅

1 通常用いられる消防用設備等

- 過去に118号通知、49号通知、170号通知又は220号通知(以下「特例通知」という。)を適用し令第32条による特例を受けている共同住宅等の一部を令別表第1(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途(以下「住戸利用施設」という。)として使用することに伴い、同表(16)

項イに掲げる防火対象物の用途となる場合、次に掲げる要件に適合させることにより、防火対象物全体として特例を継続して適用することができる。ただし、住戸利用施設部分にあっては、令第10条及び条例第34条の4の規定による消火器具の免除ができないものとする。

(1) 令別表第1(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途のみに供するものであって、令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物は、次に掲げるいずれかのものであること。

(ア) 有料老人ホーム

(イ) 福祉ホーム

(ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

(エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設

(2) 住戸利用施設に供する各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。）の床面積がいずれも100㎡以下であること。

(3) 特例通知で求められる位置、構造及び設備等の要件を満たしていること。

(4) 118号通知、49号通知、170号通知の特例を受けている共同住宅にあっては、住戸利用施設の床面積の合計が、防火対象物全体の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であること。220号通知の特例を受けている共同住宅にあっては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、防火対象物全体の延べ面積の2分の1以上であること。

また、みなし従属とされている独立した用途に供される部分（令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号）記1.(2)に基づき(5)項ロとしてみなされている部分。以下「独立した用途に供される部分」という。）が存する防火対象物にあっては、独立した用途に供される部分の床面積の合計が、防火対象物全体の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であること。

共用施設部分（廊下、階段、駐輪場、エレベーター昇降路、管理人室、集会室、機械室その他これらに類する部分をいう。以下同じ。）については、第3章第1節第2「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」1(2)イなお書きの例により按分し、住戸利用施設、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分及び独立した用途に供される部分の床面積の合計を算定すること。なお、按分後において、住戸利用施設が一部存する共用施設部分における消防用設備等は従前の例によることとして差し支えない。

また49号通知、170号通知および220号通知の特例を取得した共同住宅において、可動式ブースを設ける場合には第7.3.(5)によること。

(5) (4)において、独立した用途に供される部分が存する共同住宅等の一部を住戸利用施設として使用し、独立した用途に供される部分と住戸利用施設との床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%を超える又は300㎡以上となることにより、(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる用途以外の用途が存することとなる場合は、独立した用途に供される部分は住戸とみなして各規定を適用するものとし、独立した用途に供される部分は、床面積150㎡以内ごとに特例通知で求められる構造の壁、床又は防火設備等で区画されていること。

(6) 住戸利用施設については用途毎に一の防火対象物とみなした場合において、必要となる通常用いられる消防用設備等を設置すること。なお、通常用いられる消防用設備等については、適用した特例通知の種類にかかわらず、下表右欄に掲げる消防用設備等により代替することができる。

通常用いられる消防用設備等	代替可能な設備
屋内消火栓設備	・共同住宅用スプリンクラー設備 ・パッケージ型消火設備 ・パッケージ型自動消火設備
スプリンクラー設備	・特定施設水道連結型スプリンクラー設備(10 階以下の階に存するものに限る。) ・共同住宅用スプリンクラー設備 ・パッケージ型自動消火設備
自動火災報知設備	・住戸用自動火災報知設備 ・共同住宅用自動火災報知設備 ・特定小規模施設用自動火災報知設備(住戸利用施設の床面積の合計が 300 m²未満のものに限る。)
※住戸利用施設に自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合は、当該住戸利用施設で発生した火災を近隣の入居者等に知らせるため、当該住戸利用施設の出入口前の共用部側に、地区音響装置又は特定小規模施設用自動火災報知設備と連動する感知器を設置すること。	

2 非常電源

住戸利用施設の入居により、延べ面積が 1,000 m²以上の令別表第 1 (16) 項イとなるものであっても、住戸利用施設の床面積の合計が 1,000 m² (118 号通知、49 号通知又は 170 号通知を適用しているものにあつては 300 m²) 未満であるものについては、消防用設備等に附置する非常電源を非常電源専用受電設備として差し支えない。

第 10 畜舎等

1 動力消防ポンプ設備

次に掲げる防火対象物には、条例第 34 条の 9 の規定による動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。

ア 特例対象施設(規則第 32 条の 3 第 1 項に規定する畜舎等をいう。以下同じ。)

イ 条例第 34 条の 9 に規定する「当該建築物の延べ面積の合計」から特例対象施設の床面積の合計を除いた「基準面積」が 3,000 m²未満となる場合の各建築物

2 消防用水

規則第 32 条の 3 第 6 項の規定に適合しない場合においても、次の(1)から(3)までのすべてに該当する場合は、消防用水の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすことができる。

- (1) 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。
- (2) 渡り廊下等は、第 3 章第 1 節第 3 「令第 8 条に規定する区画等の取扱い」 3 (渡り廊下等で接続されている場合の取扱い) の基準に適合するものであること。
- (3) 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の 1 階の外壁間の中心線から 1 階にあっては 3 m 以内、2 階以上の階にあっては 5 m 以内の範囲に存しないこと。

3 その他

特例対象施設に該当しない新築の畜舎等は、位置、構造又は設備の状況を勘案したうえで令第 32 条を適用することができるものであること。

第 11 集会場

令別表第 1 (1) 項ロに規定する集会場に該当する防火対象物で利用者が特定されているものに

については、消防用設備等に関する規定の適用にあつては同表（15）項に掲げる防火対象物に準じた取扱いとすることができる。なお、利用者が特定されているものとは、利用者が町（地区）の住民に特定されている場合をいうものであること。

第12 自走式自動車車庫

平成24年3月9日以前に、下記の特例基準に適合し、令第32条又は条例第34条の17の規定を適用されている「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年6月12日法律第100号）による改正前の建基法第38条及び第67条の2の規定に基づき、建設大臣の認定を受けた開放性の高い鉄骨プレハブ構造の1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、引き続き令第32条又は条例第34条の17の規定を適用し、次によることができる。

1 水噴霧消火設備等

屋上の床を兼ねる1階及び2階の天井部分並びに1階及び2階の側壁部分に有効な開放性が確保されている場合は、移動式の消火設備とすることができる。

2 自動火災報知設備

有効な開放性が確保されている場合は、電話又は非常通報装置を設置することを条件に、自動火災報知設備を設置しないことができる。

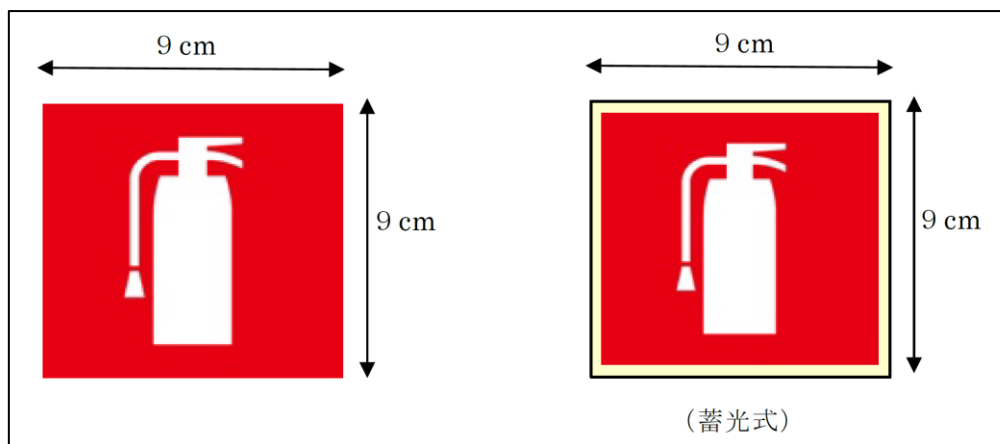
3 連結送水管

条例第34条の14第1項第2号の規定にかかわらず、連結送水管を設置しないことができる。ただし、地盤面から屋上面までの高さが7m以下のものに限る。

第2節 消防用設備等の特例

第1 消火器具

- 1 劇場、映画館、展示場、体育館等で、規則第6条第6項の規定により消火器具を設置することが困難であると認められる場合は、当該規定にかかわらず客席又は周壁の出入口部分に集中配置することができる。
- 2 第4章第2節第31「フード等用簡易自動消火装置」に適合するレンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引ダクト用を設置した厨房等の防火対象物の部分については、規則第6条第5項に規定する消火器具の能力単位の5分の1未満までを減ずることができる。また、フード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分には、規則第6条第6項の規定について適用しないことができる。
- 3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合は、JIS Z 8210に定める消火器のピクトグラム（第1-1図参照）を次のとおり設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。
 - (1) 大きさは、9cm角以上であること。
 - (2) 設置位置は、消火器の直上付近の見やすい位置とすること。



第1-1図 消火器のピクトグラム

【参考】直接視認することができる状態について

透明のカバー等により消火器を覆う行為等は直接視認することができる状態となるが、消火器を格納箱又は壁埋め込み等に設置した状態は、直接視認することができない状態となる。

- 4 メゾネット型住戸等で、一住戸の各部分から歩行距離 20m 以下となるように消火器具を設置した場合は、一住戸内の階ごとに消火器具を設置しないことができる。
- 5 塔屋部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、電動機以外の可燃物を収容しないものであり、上階又は下階の消火器具から歩行距離 20m 以下で警戒可能な場合は、当該塔屋部分に消火器具を設置しないことができる。
- 6 条例第 34 条の 4 第 2 項第 2 号の規定により消火器具を設置しなければならない場所の直近に条

例第34条の5の規定による大型消火器が設けられ、火災発生時に容易に使用できると認められる場合には、消火器具を設置しないことができる。

- 7 条例第34条の5の規定により大型消火器を設置しなければならない防火対象物又はその部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を法令に基づく技術上の基準に従い設置し、当該消火設備の対象物に対する適応性が大型消火器の適応性と同一であるときは、その消火設備の有効範囲内の部分に大型消火器を設置しないことができる。

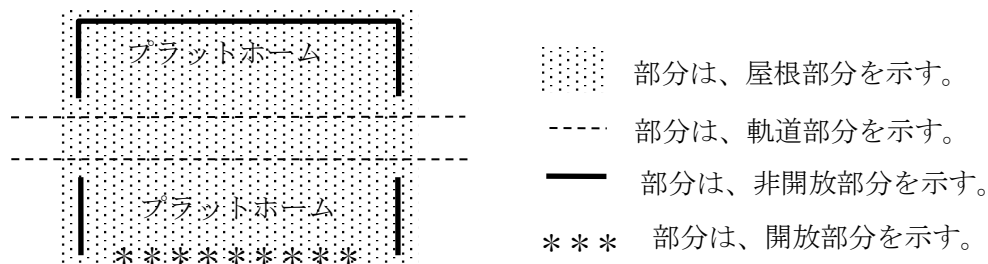
第2 屋内消火栓設備

- 1 次の(1)から(5)までに掲げる部分には、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- (1) 塔屋部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しない部分
 - (2) 地下部分をポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途に使用し、かつ、当該部分への出入口がマンホール型式のもの又は地上階の屋内消火栓設備により有効に警戒されている部分
 - (3) メゾネット型住戸等で上階又は下階の屋内消火栓設備により有効に警戒されている部分
 - (4) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備、金属溶解設備、レントゲン室、通信機器室及び自動車の修理工場等の屋内消火栓設備による放水によっては消火困難又は二次災害のおそれがあると認められる設備のある場所で、令第10条第2項及び第3項の規定の例により大型消火器を設置した部分
 - (5) 特定主要構造部が不燃材料で造られている体育館、工場、倉庫その他これらに類する防火対象物のうち、ギャラリー、中2階等の部分的な床の階で、その直下階の屋内消火栓設備により有効に警戒されている部分又は令第10条第2項及び第3項の規定の例により大型消火器を設置した部分
- 2 スプリンクラー設備が令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置された防火対象物で、次の(1)から(7)までに掲げる部分には、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- (1) エレベーターの昇降路
 - (2) パイプスペース、ダクトスペース等で耐火構造の床若しくは壁で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸が設けられている場所
 - (3) 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
 - (4) 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
 - (5) 放射性物質を貯蔵し又は廃棄する室
 - (6) 通信機器室、電子計算機室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
 - (7) ボイラー室その他これらに類する室

注意

(4)から(7)までに掲げる部分には、令第13条の規定に適合する特殊消火設備を設置するよう指導すること。

- 3 車両の駐車場のプラットホーム部分のうち、長辺方向の1面以上が直接外気に開放されているものは、次によることができる。(第2-1図参照)★



第2-1図 長辺方向の一面が開放されている例

- (1) プラットホームの両端部又は階段部分等にホース接続口を設置し、かつ、各屋内消火栓箱内にプラットフォームすべての部分に有効に注水することができるホースを設けているものは、令第11条第3項第1号イ又は同項第2号イの規定によらないことができる。
- (2) プラットホーム部分が準不燃材料で造られ、かつ、小規模な売店及び小数の椅子等のほか可燃物を存置しないものについては、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- 4 次に掲げる場所の壁及び天井の「室内に面する部分」にあっては、令第11条第2項及び条例第34条の6第1項第1号の規定の適用の際、仕上げを難燃材料以外とすることができる。
 - (1) 浴室、便所その他これらに類する場所
 - (2) 押入れ、物入れ又は小規模なショーウィンドーその他これらに類する場所
 - (3) 装飾用として設けた小規模な角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）
 - (4) 天井等の部分に柱、はり、さお縁等の木部が露出する場合で、室内に面する当該部分の表面積が各面（各壁面及び天井面）の10分の1以下の場合
 - (5) 室内の天井まで達しない間仕切り壁のうち、次のア及びイに該当するもの
 - ア 高さが2 m以下のもの
 - イ 床、壁又は天井に固定されていない状態のもの
- 5 非常動力装置を次により設ける場合は、床面積の合計が2,000㎡以下の新築及び既存の防火対象物に設置する屋内消火栓設備の加圧送水装置の電動機の代替として認めることができる。★

なお、この場合、バックアップ用の非常動力装置の設置は、必要ないものとする。

 - (1) 非常動力装置の内燃機関は、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）における原動機に係る規定に適合すること。
 - (2) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロ（（ロ）を除く。）の規定に準じて設けること。
 - (3) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯については、別途非常電源を確保すると。
 - (4) 当該非常動力装置の維持管理については、「可搬消防ポンプ等の維持管理について」（平成5年10月12日付け消防消第161号、消防予第275号、消防災第230号、消防危第78号）による可搬消防ポンプ等整備資格者を活用して行うこと。
- 6 2号消火栓を設置する場合において、設置階の一部に未警戒部分が生じる場合にあっては、直近の消火栓からホースを延長して有効に消火活動を行うことができる場合には、その水平距離を20m以下とすることができる。
- 7 天井設置型消火栓等を設置する場合は、次によることができる。
 - (1) 設置階の一部に未警戒部分が生じる場合で、放水障害となるような間仕切り、壁等がなく、か

- つ、ホースを直線的に延長できる等消火活動上支障がないと認められる場合には、その水平距離を20m以下とすることができる。
- (2) 開閉弁を、ノズル等を降下させるための操作、ホースの延長操作等と連動して開放する場合は、規則第12条第1項第1号又は規則第13条の6第3項第5号の規定にかかわらず、床面からの高さが1.5mを越える位置に設けることができる。
- (3) 表示灯は、規則第12条第1項第3号口又は規則第13条の6第3項第3号口の規定にかかわらず、当該天井設置型消火栓等の取り付け面を3mの高さにした場合、10m離れた位置で、かつ、1.5mの高さから容易に識別できる赤色の灯火とすることができる。
- 8 条例第34条の6第4項に規定される屋上の放水口は、他の放水口又は屋内消火栓設備により有効に放水訓練及び試験が行える場合は、設置しないことができる。

第3 スプリンクラー設備

- 1 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する放送設備により警報を発することができる場合にあっては、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置の音響警報装置を設置しないことができる。また、令第21条第3項の規定により、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分に自動火災報知設備の感知器を設置しない場合で、当該スプリンクラー設備の作動した旨の信号と連動して放送設備を鳴動する措置が講じられている場合には、自動警報装置の音響装置を設置しないことができる。
- 2 規則第13条の2第4項第1号口の規定によりダクト等の下部にヘッドを設置した場合で、次の(1)及び(2)に該当するものにあっては、当該ダクト等の上部にスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
 - (1) ダクト等を取り付ける壁及び天井が不燃材料で造られていること。
 - (2) ダクト等(ダクトにあっては被覆材料を含む。)が不燃材料で造られ、かつ、その上部に可燃物が存置されていないこと。
- 3 厨房等のフード部分に、フード・ダクト用及びレンジ用又はフード・ダクト用及びフライヤー用簡易自動消火装置を設置したものにあっては、当該フードの下部にスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
- 4 高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができること。
 - (1) 体育館(主として競技を行うために使用するものに限る。)、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のすべてに適合する部分(特定用途防火対象物(体育館部分を除く。)、地階、無窓階又は11階以上の階を除く。)
 - ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料であること。
 - イ 当該部分において火気の使用がないこと。
 - ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。
- (2) (1)イ及びウの要件に適合するほか、床面積が概ね50㎡未満である部分
- 5 高天井の部分の床面が、隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含される場合には、当該高天井の部分については、放水型ヘッド等を設置しないことができる。
- 6 高天井の部分以外の部分の床面が、隣接する高天井の部分に設置された放水型ヘッド等により有

効に包含される場合には、当該高天井の部分以外の部分については、当該放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。

7 金庫室で、次の(1)及び(2)に該当するものには、スプリンクラーヘッドを設置しないことができる。

(1) 開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものが設けられていること。

(2) 屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）が、令第11条の規定により設置されていること。

8 規則第12条の2第1項及び第2項並びに第13条第1項及び第2項を適用する場合において、壁及び天井の「室内に面する部分」の仕上げは、第2屋内消火栓設備4の例によることができる。

9 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備で、放水区域の面積が大きいためポンプの吐出量が5,000L/min以上となる場合にあっては、規則第14条第1項第2号の規定にかかわらず、放水区域の数を5以上とすることができる。

10 条例第34条の7第1項第3号の規定によりスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものには、当該規定にかかわらずスプリンクラー設備を設置しないことができる。★

(1) 令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物の無窓階部分で、次のアからエまでのすべてに適合するもの

ア 特定主要構造部が不燃材料で造られていること。

イ 当該部分が避難階であること。

ウ 消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、床面から開口部の下端までの高さが1.2m以内のものに限る。）が、建物の全周におおむね10m以内ごとに設けられていること。

エ ウの開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。

(2) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の地階部分で、住戸以外の用途のみが存する場合において、次のアからウまでのすべてに適合するもの

ア 特定主要構造部が耐火構造であること。

イ 共用室（居住者の集会、遊戯等の用に供する室）が存する場合は、次に適合していること。

(ア) 共用室とその他の部分を区画する壁に設けられる開口部は、規則第13条第2項第1号ロの規定に適合していること。

(イ) (ア)の開口部には、規則第13条第2項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられていること。

ウ 地階部分のすべてが次に適合していること。

(ア) 壁等（壁及び天井（天井がない場合にあっては屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）をいう。）の仕上げが不燃材料であること。

(イ) 屋内消火栓設備が、令第11条の技術上の基準により、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。ただし、局部的に設置が必要となる場合は、パッケージ消火告示の例（第3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件を除く。）により設置することができる。

(ウ) 自動火災報知設備が、令第21条の技術上の基準により、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

11 湿式スプリンクラー設備の一部に乾式又は予差動式流水検知装置が設けられている場合は、当該

流水検知装置の二次側に設置された個数のうち、最も大きい値に1.5を乗じた数値が規則第13条の6第1項第1号の表中に規定する個数以下である場合には、規則第13条の6第1項第1号の表中に規定する個数とすることができる。

- 12 令別表第1(6)項イ、ハ及びニに掲げる防火対象物のうち、入所者又は入院患者が就寝する居室部分が全て避難階に存する場合で、全居室から容易に避難できる等平屋建に準じた構造を有するものにあつては、スプリンクラー設備を設置しないことができる。★
- 13 水道の用に供する水管に連結されていないスプリンクラー設備であつて、水源や加圧送水装置等により、放水量及び放水圧力等特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要とされる性能が確保されるものにあつては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等以上の性能を有するものとして扱う。
- 14 令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存するものであつて、次に掲げるすべての条件に該当する場合に限り、住宅部分にスプリンクラー設備を設置しないことができる。★
 - (1) 特定主要構造部が、準耐火構造であること。
 - (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。
 - (3) 住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）には、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
 - (4) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
 - (5) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでないこと。
- 15 ダクト等の障害物がある部分における閉鎖型スプリンクラーヘッド等の代替機器として、感熱開放継手（特定機器評価適合品に限る。）を使用することができる。
- 16 令第12条第2項第3号の2に規定する防火対象物又はその部分には、日本消防検定協会の特定機器評価において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等の性能を有するものとして評価された特定機器評価適合品を設置することができる。★

第4 泡消火設備

- 1 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する放送設備により警報を発することができる場合にあっては、規則第18条第4項第12号の規定にかかわらず、自動警報装置の音響警報装置を設置しないことができる。また、令第21条第3項の規定により、泡消火設備の有効範囲内の部分に自動火災報知設備の感知器を設置しない場合で、当該泡消火設備の作動した旨の信号と連動して放送設備を鳴動する措置が講じられている場合には、自動警報装置の音響装置を設置しないことができる。
- 2 第3章第2節第2「緊急離発着場等」に基づき設置された緊急離発着場又は緊急救助用スペースの

うち、屋上部分に消火器（8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器）及び連結送水管が設置されている場合は、当該部分に泡消火設備を設置しないことができる。

第5 不活性ガス消火設備

Ⅰ 令第13条に関する特例★

（Ⅰ）電気設備が次のいずれかに該当し、かつ、令第10条第2項及び第3項の規定の例により大型消火器を設置した場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

ア 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であって、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000kVA未満のもの

イ 1,000kVA未満の容量の電気設備

ウ 密封方式のOFケーブル油槽

エ 昭和48年消防庁告示第1号、昭和48年消防庁告示第2号又は昭和50年消防庁告示第7号に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

オ 発電機、変圧器のうち、冷却または絶縁のための可燃性の油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

カ 変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類に油を使用する変圧器で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）絶縁油として使用する植物油は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物に該当せず、かつ、燃焼点が300度を超えるものであること。

（イ）変圧器には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第14条に規定する過電流遮断器及び第44条に規定する自動的に当該変圧器を電路から遮断する装置が施設されていること。

（ウ）変圧器は、耐火構造で区画された室に設けられていること。

（エ）単器容量が10,000kVA以上の変圧器にあっては、当該変圧器専用の個室に設けられ、当該変圧器のほか、変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器以外が設置されていないこと。

（オ）単器容量が2,000kVA以上10,000kVA未満の変圧器にあっては、当該変圧器（変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器を含む。）と他設備との間に、耐火構造の壁（衝立）及び防火戸で遮へいされた区画に設けられていること。

（カ）変圧器を設ける室には、油の流出を防止する対策及び放圧管からの噴油対策が講じられていること。

（Ⅱ）火気使用設備が2以上設けられている場合で、次のアからウまでのすべてに該当する場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

ア 各々の火気使用設備の最大消費熱量が、117KW未満であること。

イ 火気使用設備相互の離隔距離が、10m以上あること。

ウ 令第10条第2項及び第3項の規定の例により大型消火器が設置されていること。

（Ⅲ）通信機器室のうち、電力室以外の部分で次のアからウまでのすべてに該当する場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

ア 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

イ 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、当該床又は壁の開口部に防火設備である防火戸又はこれらと同等以上のものを設けてあること。

ウ 室内に設ける配線又は収容する通信機器の配線のシース材に、難燃性を有するものを使用していること。

(4) 通信機器室のうち、スプリンクラー設備の放水により二次災害のおそれがないと認められる場合で、令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置した場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

(5) 厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、フード部分に第4章第2節第31「フード等用簡易自動消火装置」に適合するフード・ダクト用及びレンジ用又はフード・ダクト用及びフライヤー用簡易自動消火装置を設置した場合には、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

2 条例第34条の8に関する特例★

(1) 条例第34条の8第1項第2欄第2号に規定する変電設備のある場所のうち、当該設備が1(1)ア、ウ、エ又カのいずれかに該当する場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

(2) 条例第34条の8第1項第2欄第3号に規定する発電設備のある場所のうち、当該設備が1(1)エ又はオのいずれかに該当する場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

(3) 条例第34条の8第1項第2欄第4号に規定する無人の変電設備又は発電設備のある場所のうち、当該設備が冷却又は絶縁のための可燃性の油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないものである場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

(4) 条例第34条の8第1項第3欄に規定する冷凍室又は冷蔵室については、第1節第4冷凍室又は冷蔵室 4 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を準用すること。

(5) 条例第34条の8第1項第4欄第1号に規定する通信機器室にあっては、1(4)を準用すること。

(6) 条例第34条の8第1項第4欄第2号に規定する電気設備について、変圧器の容量が100kw未満である場合は、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

(7) 変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類に油を使用する変圧器で、次に掲げる要件を満たすもの

(ア) 絶縁油として使用する植物油は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物に該当せず、かつ、燃焼点が300度を超えるものであること。

(イ) 変圧器には、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第14条に規定する過電流遮断器及び第44条に規定する自動的に当該変圧器を電路から遮断する装置が施設されていること。

(ウ) 変圧器は、耐火構造で区画された室に設けられていること。

(エ) 単器容量が10,000kVA以上の変圧器にあっては、当該変圧器専用の個室に設けられ、当該変圧器のほか、変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド等の電気設備に関連する機器以外が設置されていないこと。

(オ) 単器容量が2,000kVA以上10,000kVA未満の変圧器にあっては、当該変圧器（変圧器と直結される電圧調整器、補償リアクトル、整流器及びユニット受電方式の開閉装置、ケーブルヘッド

等の電気設備に関連する機器を含む。)と他設備との間に、耐火構造の壁(衝立)及び防火戸で遮へいされた区画に設けられていること。

(カ)変圧器を設ける室には、油の流出を防止する対策及び放圧管からの噴油対策が講じられていること。

- 3 規則第19条第5項第2号の2に規定する表の防火対象物又はその部分に応じた消火剤の種別に適合しない場合は、第三者機関の評価(当該設備について学識経験を有する者及び消防職員等により構成される委員会において審議されたものに限る。以下同じ。)を受け、消火性能及び安全性能等が認められたものにあつては、設置することができるものとする。

第6 ハロゲン化物消火設備

- 1 令第13条に関する特例及び条例第34条の8に関する特例については、第5不活性ガス消火設備を準用すること。★
- 2 規則第20条第4項第2号の2に規定する表の防火対象物又はその部分に応じた消火剤の種別に適合しない場合は、第三者機関の評価を受け、消火性能及び安全性能等が認められたものにあつては、設置することができるものとする。

第7 粉末消火設備

- 1 令第13条に関する特例及び条例第34条の8に関する特例については、第5不活性ガス消火設備1及び2((4)を除く。)を準用すること。★
- 2 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分で、次の(1)から(4)までのすべてに適合する場合は、局所方式とすることができる。

(1) 噴射ヘッド

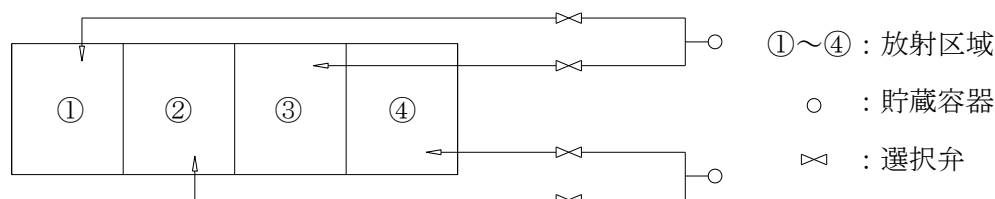
噴射ヘッドは、はり等により放射障害が生じないように、かつ、火災を有効に消火できるよう設けられていること。

(2) 放射区域の面積

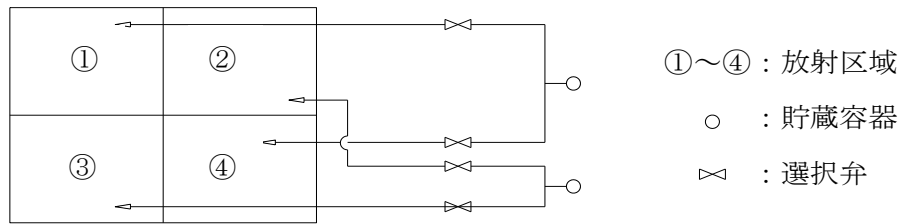
一の放射区域の面積は、50㎡以上とすること。

(3) 貯蔵容器の設置数及び配管方法

ア 隣接する放射区域の数が4以上ある場合は貯蔵容器を2個設置し、一の貯蔵容器が受け持つ放射区域の辺が相互に接しないものとする。この場合、容器からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は1区画おきの放射区域を、放射区域が並列に並ぶ場合は対角線上の放射区域をそれぞれ受け持つよう組み合わせること。(第7-1図、第7-2図参照)



第7-1図 放射区域が直列に並ぶ場合



第7-2図 放射区域が並列に並ぶ場合

イ 放射区域が隣接して複数ある場合で、放射区域ごとに不燃材料で防火上有効に区画されている場合は、貯蔵容器の数を1個とすることができる。

(4) 消火剤の貯蔵量

ア (3)アにより貯蔵容器を2個設置する場合は、当該貯蔵容器ごとの受け持つ放射区域(一の選択弁により消火剤が同時に放射される区域をいう。以下同じ。)のうち、床面積が最大となる部分の面積1㎡当たり3.0kgの割合で算定した量以上の量を貯蔵すること。

イ (3)イにより貯蔵容器を1個設置する場合は、隣接する2つの放射区域の床面積の合計が最大となる部分の床面積1㎡当たり3.6kgの割合で算定した量以上の量を貯蔵すること。

3 第3章第2節第2「緊急離発着場等」に基づき設置された緊急離発着場又は緊急救助用スペースのうち、屋上部分に消火器(8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器)及び連結送水管が設置されている場合は、当該部分に粉末消火設備を設置しないことができる。

第8 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備

- 1 耐火建築物のうち、著しい延焼危険がなく、かつ、令第11条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により屋内消火栓設備を設けたものについては、屋外消火栓設備を設置しないことができる。★
- 2 建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合において、当該渡り廊下が不燃材料で造られ、第3章第1節第3「令第8条に規定する区画等の取扱い」3(渡り廊下等で接続されている場合の取扱い)に適合し、かつ、それぞれの建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分がない場合は、令第19条第1項に規定する床面積の取り扱い(令第20条第1項第2号を適用する場合も含む。)については、別棟とみなすことができる。

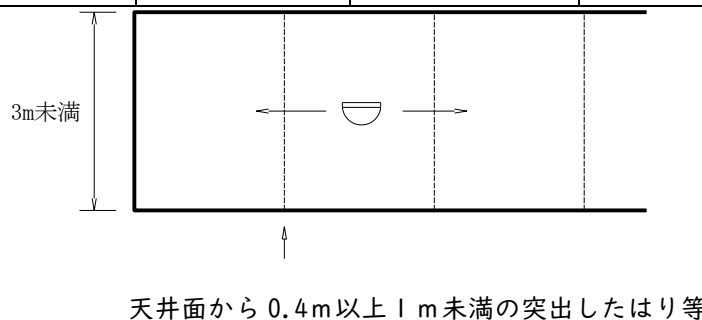
第9 自動火災報知設備

- 1 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる。
 - (1) 開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室
 - (2) 恒温室、冷凍室等で、自動温度調節装置が設けられており、かつ、守衛室等常時人のいる場所に警報を発することができるもの
 - (3) 準耐火建築物の天井裏、小屋裏で、不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分
 - (4) 便所、浴室、シャワー室、洗面所等の用途に供する場所
 - (5) 踏込み、床の間及び3㎡未満の広縁
 - (6) 溶鉱炉、鑄造所等多量の火気を使用し、温度変化の著しく大きい部分

- (7) 機械設備等の震動が激しい場所等で、感知器の機能保持が困難な場所
- (8) 階段に接続されていない 10m以下の廊下、通路又は階段に接続された廊下、通路等で、階段までの歩行距離が 10m以下のもの
- (9) パイプスペース、ダクトスペースその他これらに類する場所のうち、水平断面積が 1 m²（内法寸法）未満のもの
- (10) 押入、物入れ、クローゼット、造りつけの物入れ等で、水平断面積が 1 m²（内法寸法）未満のもの
- 2 防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができる場合の警戒区域の一辺の長さは、光電式分離型感知器以外の感知器の場合にあっては 100m以下とすることができる。
- 3 規則第 23 条第 4 項第 2 号に規定される取付け面の高さに応じた感知器の種別を用いた場合、同項第 1 号ニに該当する等により機能上支障があるものについては、第 4 章第 2 節第 10「自動火災報知設備」の第 10-1 表及び第 10-2 表に定めるもののうち、有効な感知が期待できる感知器を用いることができる。この場合、幅員 3 m未満の廊下、通路等に熱感知器を設置する場合は次による。
- (1) 天井面から 0.4m以上突出したはり等により小区画が連続する場合
建築構造と感知種別に応じ、次表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。（第 9-1 表、第 9-1 図参照）

第 9-1 表

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1 種	2 種	特種	1 種
耐 火	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²
非耐火	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²

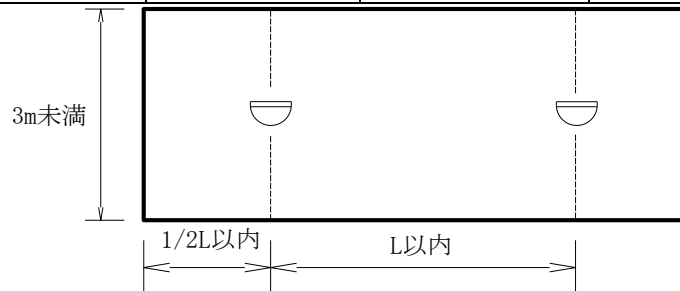


第 9-1 図

- (2) 天井面から 0.4m以上突出したはり等がない場合
建築構造と感知器種別に応じ、次表に示す歩行距離（L）以内ごとに 1 個以上の感知器を設置する。（第 9-2 表、第 9-2 図参照）

第9-2表

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	15m	13m	13m	10m
非耐火	10m	8m	8m	6m

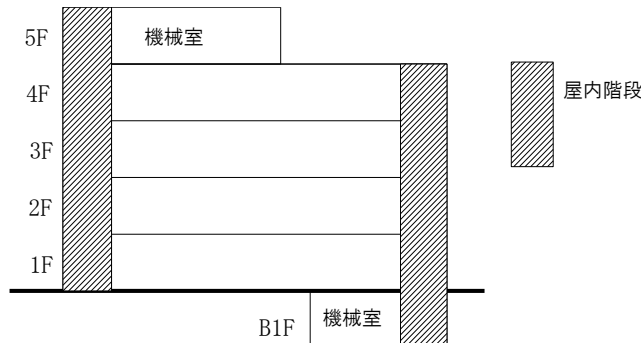


第9-2図

- 4 規則第23条第5項第6号に規定する階又はその部分のうち、傾斜地等に建築された防火対象物の地階で、周囲の地形等の関係から地上階の形態を有し、かつ、規則第5条の5に規定する階以外の階に準じた階の各部分にあっては、煙感知器以外の感知器とすることができる。
- 5 令別表第1(12)項イ、(13)項又は(14)項に掲げる防火対象物等で、収容人員が少なく、かつ、避難上パニックが生じるおそれがないものにあっては、規則第24条第5号ハの規定にかかわらず、一斉鳴動方式とすることができる。
- 6 次に掲げる部分が、上階又は下階の発信機から歩行距離50m以下で包含されている場合は、発信機を設けないことができる。
- (1) 塔屋部分を階段室、エレベーター機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの
 - (2) 地下部分をポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの
 - (3) メゾネット型住戸等の部分
- 7 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に該当する場合にあっては、自動火災報知設備を設置しないことができる。(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、口若しくはハに掲げる防火対象物((6)項ハに掲げる防火対象物にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)★
- (1) 防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。
 - (2) 令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が、次のアからウに掲げる条件のすべてに適合すること。
 - ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
 - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
 - ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。
- 8 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階(1階及び2階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。)の部分のすべてが次の(1)から(3)に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、口若しくはハに掲げる防火対象物((6)項ハに掲げる防火対象物にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)★
- (1) 居室以外の部分(機械室、倉庫等)であって、不特定多数の者の出入りがないもの。
 - (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。)1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

(3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

- 9 特定1階段等防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられていない階が、階段室、エレベーターの機械室及び機械換気設備の機械室その他これらに類する用途のみが存し、当該部分への出入りが維持点検に限られる階のみの場合は、規則第23条第4項第7号へに規定する特定1階段等防火対象物の基準及び規則第24条第2号ハの基準を適用しないことができる。(第9-3図参照)



第9-3図

- 10 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(同表(16)項口に掲げる防火対象物のうち同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。)(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものに限る。)の一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ(規則第13条第1項第1号に規定する(6)項口及びハをいう。)に掲げるいずれかの用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合に、地階、無窓階又は11階以上の階であっても、次に掲げる要件を満たすものの同表(5)項口の用途部分については、煙感知器以外の感知器とすることができる。★

- (1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分に避難経路図を設けること。
- (2) 令別表第1(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分内の廊下、階段その他の通路(就寝室(宿泊者又は入居者の就寝の用に供する居室をいう。以下同じ。)からの避難経路に限る。以下「廊下等」という。)に非常用の照明装置を設置し、又は、各就寝室に常時容易に使用可能な携帯用照明器具(以下「携帯用照明器具」という。)を設けること。

第10 ガス漏れ火災警報設備

- 1 ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物のうち、地階においてガス導管の引込み部分及び立上り部分のみが存し、ガス燃焼機器の存しないものにあつては、ガス漏れ火災警報設備を設置しないことができる。★
- 2 次のいずれかに該当する部分は、ガス漏れ火災警報設備の検知器を設置しないことができる。
 - (1) 腐食性ガスの発生する場所等で、検知器の機能保持が困難な場所
 - (2) 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー(BF式及びFF式)を有するガス燃焼機器(当該機器が接続されるガス栓を含む。)のある場所
 - (3) カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

第11 漏電火災警報器

次のいずれかに該当する防火対象物には、漏電火災警報器を設置しないことができる。

- 1 令第22条第1項に規定する鉄網入りの壁、床又は天井（以下「鉄網入りの壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物における業態から判断して、鉄網入りの壁等に電気配線がなされるおそれがないと認められるもの★
- 2 鉄網入りの壁等が建築物の一部にしか存しない建築物で、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの★
- 3 建基法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で、鉄網入りの壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事、その他電気配線を被覆する金属体（以下「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、当該金属管等がC種接地工事又はD種接地工事により接地されているもの★

第12 消防機関へ通報する火災報知設備

- 1 次のいずれかに該当する対象物には、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

（1） 次のいずれかに該当する防火対象物で、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これらに関する内容をいう。）が明示されているもの。

ア 令別表第一(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの

イ 令別表第一(6)項イ(3)及び(4)のうち、病床が19以下であるもの

ウ 令別表第一(6)項ハのうち、通所施設であるもの

（2） （1）以外の防火対象物（令別表第一(6)項イ(1)及び(2)並びにロを除く。）であって、次のアからエのすべての要件に該当するもの。

ア 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されていること。

イ 電話の付近に通報内容が明示されていること。

ウ 定期的に通報訓練が行われていること。

エ 夜間においても火災初期対応を行うために所要の人数の勤務員が確保されていること。＊

＊ 「所要の人数の勤務員が確保されていること」とは、火災時の通報、消火、避難誘導等の初期対応を行うため、2人以上の勤務員が24時間体制で確保されている場合を指している。

なお、消防計画のなかで、この旨が規定されている必要がある。

- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、次のいずれかに該当するものは消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

（1） 防災センター等に火災通報装置本体を設置し、かつ、防災センター等に設置された一の自動火災報知設備の受信機により、火災通報装置の設置義務のある、同一敷地内の全ての棟を集中監視している場合。

（2） 主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次のアからウまでに該当する場合。

ア 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができると認められる箇所及び防災センター等にそれぞれ設置されていること。

イ 主たる棟と別棟の防災センター等の間には同時通話装置（第4章第2節第10自動火災報知設備2(3)カに掲げるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。

ウ 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等の措置を講じることができると認められる体制が整備されていること。

（3） 主たる棟の防災センター等に消防機関へ常時通報することができる電話を設置し、主たる棟と別棟の間には同時通話装置が設置されていること。（令別表第一(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）

第13 非常警報器具又は非常警報設備

- 1 延べ面積が 350 m²以下の小規模な防火対象物で、次に該当するものは非常警報設備を設置しないことができる。
 - (1) 火災である旨の警報を有効に行えるもの
 - (2) 2階建以下で地階を有しないもの
- 2 次の(1)又は(2)に該当する防火対象物にあっては、令第24条第3項第2号の規定にかかわらず、放送設備を設けないことができる。★
 - (1) 地階を除く階数が11の防火対象物で、11階部分が階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途で、電動機以外の可燃物を収容しないものであり、かつ、当該部分への出入りが維持点検のみに限られるもの（第13-1図参照）
 - (2) 地階の階数が3の防火対象物で、地下3階部分がポンプ室、受水槽室、その他これらに類する用途で電動機以外の可燃物を収容しないものであり、かつ、当該部分への出入りが維持点検のみに限られるもの（第13-2図参照）

建基令第2条第1項第8号の規定により階数として算入される。



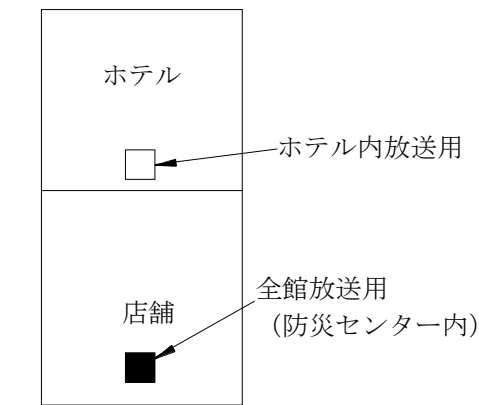
第13-1図



第13-2図

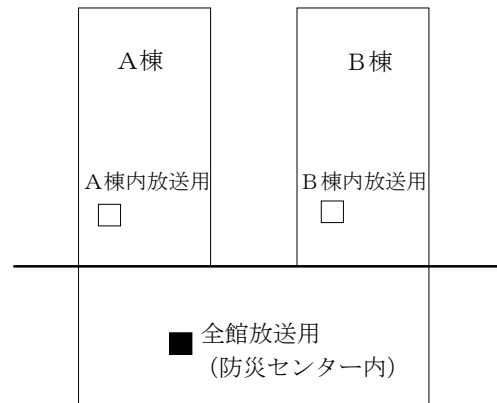
- 3 操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が複数設置されている防火対象物で、そのうち1以上の遠隔操作器等が防災センター等の常時人のいる場所に設けられ、かつ、防火対象物の全区域に火災を報知できるものであれば他の遠隔操作器等は、その報知区域を防火対象物の全区域としないことができる。この場合は次のいずれかによるものとする。
 - (1) 異なる管理区分又は用途を有する防火対象物で、遠隔操作器等が設けられた管理区分又は用途の部分全体に当該遠隔操作器等から火災を報知することができるよう措置された場合（第13-3図参照）
 - (2) 防火対象物の構造、使用形態から判断して、火災発生時の避難が独立して行われる防火対象物の部分にあっては、当該部分に設置された遠隔操作器等から当該部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合（第13-4図参照）
 - (3) 防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切あり、当該場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合（第13-5図参照）

管理区分又は用途が異なる場合



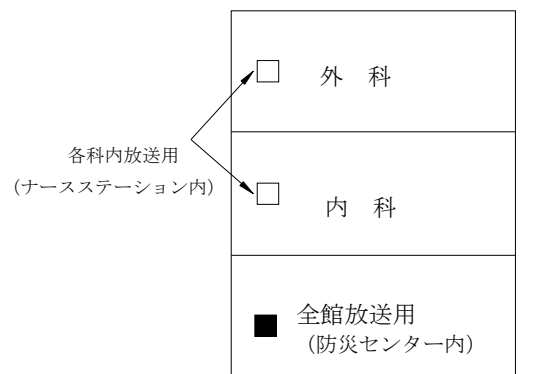
第 13-3 図

避難が独立して行われる場合



第 13-4 図

一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合



第 13-5 図

- 4 放送設備を手動で操作する体制が整っている防災センター等を有する防火対象物においては、非常電話による放送起動を火災放送に限って、手動により操作することができる。
- 5 寄宿舍、下宿、共同住宅の住戸部分の放送区域は、各住戸を一の放送区域とすることができる。ただし、メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては、各階ごとの部分とする。
- 6 展示場、体育館、アトリウム等の大空間で当該部分の任意の場所において第2シグナル音の音圧が70デシベル以上確保できるようスピーカーを設置した場合、規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)の基準に基づくスピーカーを設置した場所と同等に取り扱うことができる。
- 7 ろうあ者の収容施設及び騒音を発する作業所等で、音響装置による火災報知が有効でない防火対象物又はその部分については、灯火の点滅等視覚装置を有効に設けることにより、非常警報設備の音響装置を設置したものとみなすことができる。★
- 8 令別表第1(12)項イ、(13)項又は(14)項に掲げる防火対象物で、収容人員が少なく、かつ、避難上パニックが生じるおそれのないものにあつては、規則第25条の2第2項第1号ロの規定にかかわらず、一斉鳴動方式とすることができる。
- 9 次に掲げる部分が、上階又は下階の起動装置から歩行距離50m以下で包含されている場合は、起

動装置を設けないことができる。

(1) 塔屋部分を階段室、エレベーター機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの

(2) 地下部分をポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの

(3) メゾネット型住戸等の部分

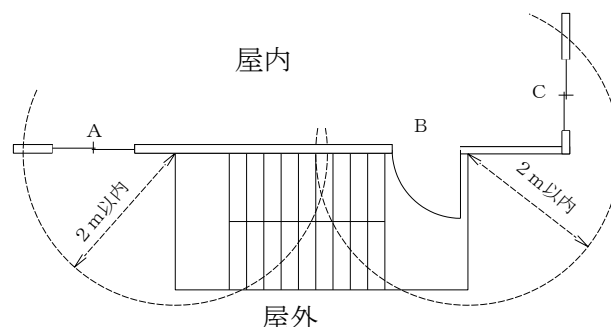
10 令第24条第1項の規定により設置する義務のある非常警報器具について、防火対象物が開館又は営業している時間帯において、常時、無人とならず、在館者により火災である旨の伝達が有効に行うことができると認められる場合には、非常警報器具を設置しないことができる。

第14 避難器具

1 令第25条第1項各号に掲げる防火対象物の4階以下(物品販売店舗にあっては2階以下に限る。)の階に、建基令第123条及び第124条に規定する避難階段の構造とした階段(屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するもの及び屋外に設けるものに限る。)又は特別避難階段の構造とした階段が設けられている場合は、当該階に設置する避難器具の個数は、令第25条第2項第1号並びに規則第26条第1項及び第2項の規定により算出して得た数から当該避難階段の構造とした階段又は特別避難階段の構造とした階段の数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が1に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。

2 ニ以上の直通階段が相互に隔たった位置に設けられ、かつ、ニ以上の異なった経路により、これらの直通階段のうちの二以上のものに到達しうるように設けられ、当該階段のいずれかが屋外階段(建基令第123条第2項に規定するものを除く。)である階にあっては、令第25条第2項第1号並びに規則第26条第1項及び第2項の規定により算出して得た数から当該屋外階段の数を引いた数とすることができる。この場合において、当該引いた数が1に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。ただし、当該屋外階段から2m以内の外壁の開口部にあっては、防火設備である防火戸を設けたものであること。(第14-1図参照)★

屋外階段から2m以内の開口部とは

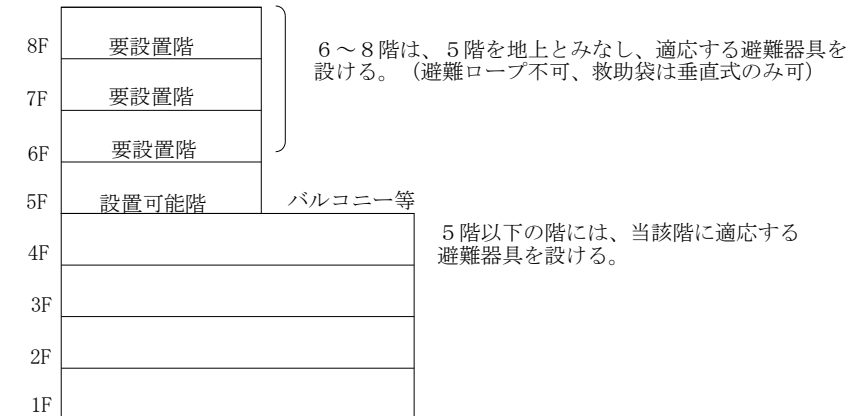


◎開口部A、B、Cそれぞれ防火設備である防火戸が必要

第14-1図

3 避難器具の設置を要する階(以下「要設置階」という。)の外壁がセットバックしている等の理由により直接地上へ到達する避難器具の設置が困難である場合は、次により設置することができる。

- (1) 設置可能階（要設置階の下層階で地上に到達できる避難器具を設置できる階をいう。以下同じ。）は、避難上又は避難器具の操作上十分な広さを有するバルコニー等であること。
- (2) 要設置階には、設置可能階のバルコニー等に到達できる避難器具（避難ロープを除く。）を令第25条第2項第1号の表に示す区分（当該表の階の区分は、設置可能階を1階とみなす。）に従い、それぞれの階に適応するものとされる避難器具を設置すること。ただし、救助袋にあっては垂直式とすること。（第14-2図参照）



第14-2図

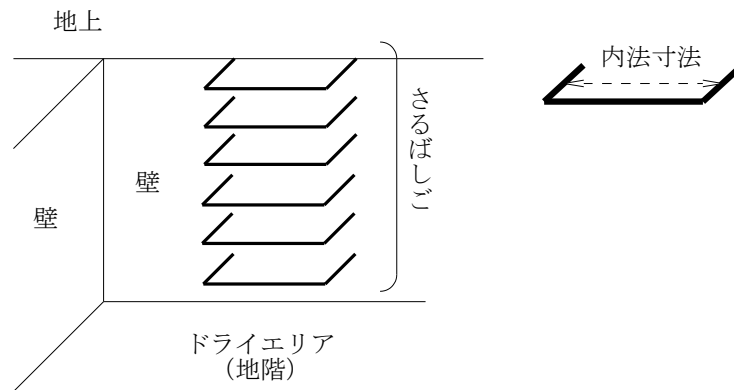
4 さるばしごの取り扱い

さるばしご（コの字とした丸鋼等（以下「横さん」という。）を防火対象物の壁面に直接取り付け、はしご状にして使用するものをいう。）を次により設置する場合にあっては、固定はしごとして取り扱うことができる。（第14-3図参照）

- (1) 横さんは、直径14 mm以上 35 mm以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さのものとすること。
- (2) 横さんの長さは、内法寸法で30 cm以上 50 cm以下であること。
- (3) 横さんは、相互に同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は25 cm以上 35 cm以下とすること。
- (4) 壁面と横さんの間隔は同一間隔で、かつ、10 cm以上とすること。
- (5) 横さんの材料は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3123（みがき棒鋼）若しくは JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものであること。ただし、雨水等のかかる場所に設けるものにあっては、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板）若しくは JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板）又はこれと同等以上の耐食性を有するものであること。
- (6) 横さんの踏面は、滑り止めの措置を講じたものであること。
- (7) 横さんは、その中央部分に200 kgの分布荷重をかけた場合に、横さん及び取り付け部に破損を生じないように設けること。
- (8) (1)から(7)までによるほか、第4章第2節第15「避難器具」2及び3に準じること。

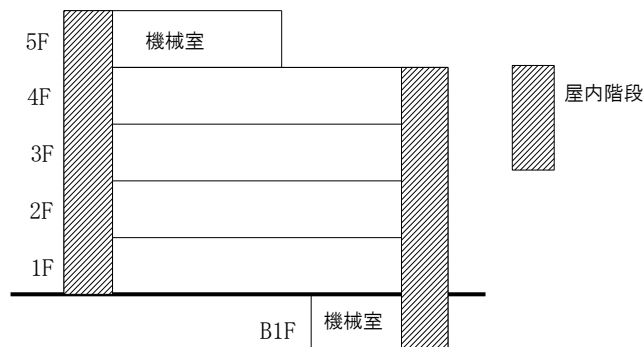
※さるはしごの設置例

※横さんの内法寸法



第14-3図

- 5 特定1階段等防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられていない階が、階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途のみが存し、当該部分への出入りが維持点検に限られる階のみの場合は、規則第27条第1項第1号並びに第3号イ及びハに規定する基準を適用しないことができる。(第14-4図参照)



第14-4図

- 6 防火対象物の31mを超える階(地盤面から測った31mのラインより上に床面がある階)について、令第25条における11階以上の階と同様に、避難器具を設置しないことができる。

第15 誘導灯及び誘導標識

1 設置を要しない防火対象物又はその部分

- (1) 避難口誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する避難口にあつては、避難口誘導灯を設置しないことができる。

ア 個人の住居の用途に供される部分の出入口

イ 令別表第1(5)項イの用途に供される部分の宿泊室(床面積100㎡以上のものを除く。)の廊下等への出入口

ウ 令別表第1(5)項ロの用途に供される階又は個人の住居の用に供される階で、開放型廊下等に接続された主要避難口

- エ 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた誘導灯の灯火により容易に識別することのできる他の避難口
 - オ 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物のうち、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる避難口
 - カ 延べ面積が50㎡未満の小規模な防火対象物のうち、容易に見とおし、かつ識別できる避難口（不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備が設置されている部分を除く。）
 - キ 常時無人（無人状態を含む。）となっている防火対象物又はその部分のうち、容易に見とおし、かつ、識別できる避難口（不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備が設置されている部分を除く。）
 - ク モデルルームの用途に供される部分の出入口（面積や形状等を勘案し、避難が容易と認められるものに限る。）
- (2) 通路誘導灯（階段通路誘導灯を除く。）の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあっては、通路誘導灯を設置しないことができる。
- ア 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供される廊下等
 - イ 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物のうち、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等
 - ウ 外光等※により避難上有効な照度が得られる開放廊下
 - ※ 「外光等」とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。
 - エ 点滅形誘導灯を設置した避難口に通じる廊下等で次に適合するもののうち、避難口から30m以内の部分
 - (ア) 避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
 - (イ) 非常照明が設けられていること。
 - オ 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
 - カ 客席誘導灯を設けた居室内のうち、当該客席誘導灯の有効な部分
 - キ 通路誘導灯の設置が困難な部分で、次のすべてに適合するもの
 - (ア) 当該部分から避難口誘導灯又は通路誘導灯を容易に見とおせること
 - (イ) 常用電源が遮断された場合、床面において3ルクス以上の照度を確保できる非常電源を附置した照明が設けられていること。
 - ク モデルルームの用途に供される部分の廊下等（面積や形状等を勘案し、避難が容易と認められるものに限る。）
- (3) 階段通路誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分で、次のいずれかに該当する場合は階段通路誘導灯を設置しないことができる。
- ア 外光等により避難上有効な照度が得られる屋外階段又は開放階段
 - イ 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物のうち、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる階段
- (4) 客席誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分で、次のいずれかに該当する場合は客席誘導灯を設置しないことができる。
- ア 外光等により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
 - イ 移動式の客席部分で、常用電源が遮断された場合非常電源が附置された照明により3ルクス

以上の照度が得られる部分

- (5) 令第26条第1項の規定により設置する義務のある誘導標識について、避難口を見通し、かつ、識別することができる等避難上支障がないと認められる場合には、誘導標識を設置しないことができる。

2 誘導灯の区分の緩和

規則第28条の3第4項第3号に該当する対象物のうち、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合には、その区分をC級とすることができる。

3 建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋を令別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物又は複合用途防火対象物の用途で使用する場合において、次の(1)及び(2)に該当する部分には、誘導灯を設置しないことができる。★

(1) 次のアからウまでのすべての要件に該当する避難階

ア 以下のいずれかの要件に該当すること。

(ア) 各居室から直接外部に容易に避難できること。※1

(イ) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく※2避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

イ 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

(2) 次のアからウまでのすべての要件に該当する2階以上の階であって避難階以外のもの

ア 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく※2避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

イ 非常照明を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

ウ (1)ウの要件を満たしていること。

※1 「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。

※2 「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、次の全てに適合することをいうものであること。

- ・ 各居室の出入口から避難口（避難階以外の階にあっては避難階に通じる階段）に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。
- ・ 各居室の出入口から避難口（避難階以外の階にあっては避難階に通じる階段）に至る歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下であること。

第16 消防用水

- 1 令第27条第1項第2号に規定する防火対象物のうち、防火地域又は準防火地域内に建築されるものにあつては、同条第3項第1号の規定に基づく有効水量の算定が80m³を越える場合は、80m³をもって足りるものとすることができる。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合において、当該渡り廊下が不燃材料で造られ、第3章第1節第3「令第8条に規定する区画等の取扱い」3（渡り廊下等で接続されている場合の取扱い）に適合し、かつ、それぞれの建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下である部分がない場合は、令第27条第1項に規定する床面積の取り扱いについては、別棟とみなすことができる。

第17 排煙設備

令第28条第1項第3号に規定する防火対象物の部分のうち、次のいずれかに該当する部分には排煙設備を設置しないことができる。

- 1 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備である防火戸で区画された部分のうち、次のすべてに該当する部分★
 - (1) 防火戸は随時開くことができる自動閉鎖装置式とするか又は随時閉鎖することができ、かつ、感知器連動閉鎖方式（原則として煙感知器）とすること。
 - (2) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げが不燃材料であること。
 - (3) 区画された部分の床面積が100 m²以下であること。
- 2 階段、浴室、便所その他これらに類する場所
- 3 エレベーターの昇降路、エスカレーター、リネンシュート、パイプスペース等で、耐火構造の床若しくは壁で区画され、かつ、開口部に防火設備である防火戸が設けられている部分
- 4 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、不活性ガス消火設備（第5不活性ガス消火設備 3により第三者機関の評価を受け、設置したものを含む。）、ハロゲン化物消火設備（第6ハロゲン化物消火設備 2により第三者機関の評価を受け、設置したものを含む。）又は粉末消火設備が、令第13条、第16条、第17条若しくは第18条又は条例第34条の8の規定に従い設置されているものであること。
- 5 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の特定防火設備である防火戸で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供される部分

第18 連結散水設備

- 1 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、プラットホーム、コンコース等で次の(1)から(3)までのすべてに該当する場合は、連結散水設備を設置しないことができる。★
 - (1) 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料であること。
 - (2) 可燃物が存置されていないこと。
 - (3) 屋内消火栓設備が、令第11条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

- 2 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、外周（外壁）の長さの2分の1以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次の(1)から(4)までのすべてに該当する場合は、連結散水設備を設置しないことができる。★
 - (1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部が規則第5条の5第2項各号（第2号を除く。）に該当すること。
 - (2) 開口部に面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上あること。ただし、消火活動上支障のないものはこの限りでない。
 - (3) ドライエリア等には、地上から降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
 - (4) 傾斜路等は、ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを越えるものは、2以上設けること。
- 3 次に掲げる場所には、散水ヘッドを設けないことができる。
 - (1) 耐火構造の壁で区画された金庫室で、第3スプリンクラー設備7に該当するもの
 - (2) 建基令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段
 - (3) 規則第13条第3項第6号に該当する場所
 - (4) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる場所で、次のすべてに該当する場所
 - ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。
 - イ 天井の室内に面する仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地が不燃材料で造られていること。
 - ウ 当該場所とその他の場所は不燃材料の床及び壁で区画され、当該場所への出入口に防火設備である防火戸が設けられていること。
 - エ 当該場所を有効に警戒する連結送水管（ホース及びノズル付に限る。）が設置されていること。
- 4 次に掲げる要件を満たすものについては、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。
 - (1) 合成樹脂製管告示第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。
 - (2) 連結散水設備の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。
 - (3) 地中埋設部分に設けること。

第19 連結送水管

- 1 令第29条第1項に規定する防火対象物で、次に掲げるものには連結送水管を設置しないことができる。★
 - (1) 同項第1号に掲げる建築物で、地階を除く階数が7であるもののうち、7階部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの
 - (2) 同項第2号に掲げる建築物で、地階を除く階数が5であるもののうち、5階部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの
- 2 塔屋部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しない部分には、連結送水管の放水口を設置しないことができる。
- 3 特殊な階層（メゾネット型住戸等を含む。）で放水口を階ごとに設けることが適当でないと認めら

れるものにあつては、当該階に放水口を設置しないことができる（上階又は下階の部分に設けられた放水口までの歩行距離が50m以下のものに限る。）

※放水口の設置が必要となる階が特殊な階層（メゾネット型住戸等を含む。）のみとなる場合も放水口の設置をしないことができるものであること。

- 4 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、外周（外壁）の長さの2分の1以上がドライエリアに開放されており、かつ、第18連結散水設備2（1）から（4）までに適合する地階にあつては、連結送水管を設置しないことができる。★
- 5 条例第34条の14第1項第2号に規定する防火対象物のうち、地階を除く階数が2以下で、かつ、外気に開放されたスロープ（ランプを含む。）又は階段等が設けられ、消火活動を容易に行うことができると認められるものには、連結送水管を設置しないことができる。ただし、地盤面から屋上面までの高さが7m以下のものに限る。★
- 6 特定主要構造部が不燃材料で造られている体育館、工場、倉庫その他これらに類する防火対象物のうち、ギャラリー、中2階等の部分的な床の階で、その直下階の放水口を使用することにより当該中間階の各部分に有効に注水することができる場合（直下階の放水口から歩行距離50m以内で警戒できる場合に限る。）は、当該中間階に放水口を設置しないことができる。
- 7 条例第34条の14第4項に規定される屋上の放水口は、他の放水口により有効に放水訓練及び試験が行える場合は、設置しないことができる。
- 8 条例第34条の14第1項第1号又は第2号に掲げる防火対象物のうち、設置される放水口の数が屋上の放水口を除き一であるものは、令第29条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず主管の内径を65mm以上とし、かつ、送水口を単口とすることができる。
- 9 次に掲げる要件を満たすものについては、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。
 - （1）合成樹脂製管告示第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。
 - （2）連結送水管の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。
 - （3）地中埋設部分に設けること。

第20 非常コンセント設備

- 1 令第29条の2第1項に規定する防火対象物又はその部分で、次に掲げるものには非常コンセント設備を設置しないことができる。
 - （1）同項第1号に掲げる建築物で地階を除く階数が11であるもののうち、11階部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しないもの★
 - （2）塔屋部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しない部分
 - （3）特殊な階層（メゾネット型住戸等を含む。）で非常コンセント設備を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階に非常コンセント設備を設置しないことができる（上階又は下階の部分に設けられた非常コンセント設備までの歩行距離が50m以下のものに限る。）

※非常コンセント設備の設置が必要となる階が特殊な階層（メゾネット型住戸等を含む。）のみとなる場合も非常コンセント設備を設置しないことができるものであること。
- 2 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、外周（外壁）の長さの2分の1以上がドライエリアに開放されており、かつ、第18連結散水設備2（1）から（4）までに適合する地階にあつては、非常コンセント設備を設置しないことができる。★

第21 非常電源

- 1 非常動力装置を次により設ける場合は、床面積の合計が2,000㎡以下の新築及び既存の防火対象

物に設置する屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認めることができる。★

(1) 非常動力装置は、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）に適合するものであること。

(2) 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。ただし、運転及び保守の管理を行うことができる者がいて、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものにあつては、手動式とすることができる。

(3) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号口の規定に準じて設けること。

(4) 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための照明装置を設けた部屋に設けること。

(5) 非常動力装置は、床面積の合計が2,000㎡以下の屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認められるが、屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。

(6) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものとする。

2 屋外消火栓設備の非常電源について、令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされる場合で、個々の棟において特定防火対象物の延べ面積が1,000㎡未満の場合の非常電源は、非常電源専用受電設備とすることができる。

3 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（同表(16)項口に掲げる防火対象物のうち同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。）の一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ（規則第13条第1項第1号に規定する(6)項口及びハをいう。）に掲げるいずれかの用途として使用することにより、延べ面積1,000㎡以上の同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合であっても、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の床面積の合計が1,000㎡未満であつて、かつ、規則第13条第1項第1号の規定に適合するもの又は10階以下の階において次に掲げる要件を満たすものについては屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、連結送水管及び非常コンセント設備の非常電源を非常電源専用受電設備とすることができる。★

(1) 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

(2) 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

(3) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。

(4) (3)の開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

ア 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

イ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

- (5) 令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分の床面積がいずれも100㎡以下であること。

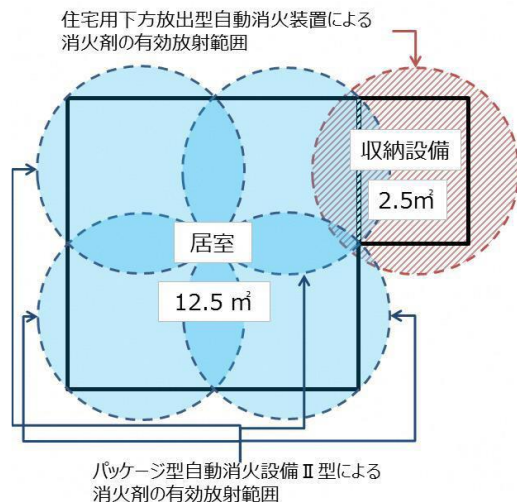
第22 パッケージ型消火設備

- 1 パッケージ消火告示第3第2号に掲げる防火対象物又はその部分において、次のすべてに該当するものについては、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所にもパッケージ型消火設備を設置することができる。
 - (1) パッケージ型消火設備により警戒すべき場所は、規則第13条第3項各号に掲げる部分のみに限られていること。
 - (2) 当該部分は防火対象物全体に比べ、極めて小規模であること。
 - (3) 当該部分の隣接部分はパッケージ型自動消火設備により警戒されていること。
- 2 防火対象物の地階が避難階であり、規則5条の3に定める開口部を有するものにあつては、パッケージ型消火設備を設置することができる。
- 3 次に掲げる部分には、パッケージ型消火設備を設置しないことができる。
 - (1) 塔屋部分を階段室、エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する用途に使用し、かつ、電動機以外の可燃物を収容しない部分
 - (2) 地下部分をポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途に使用し、かつ、当該部分への出入口がマンホール型式のもの又は地上階のパッケージ型消火設備により有効に警戒されている部分
 - (3) メゾネット型住戸等で上階又は下階のパッケージ型消火設備により有効に警戒されている部分

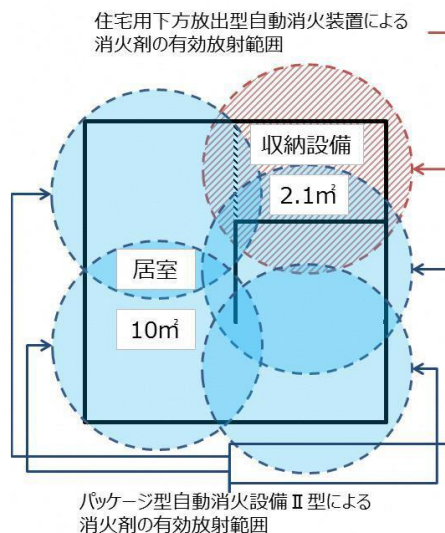
第23 パッケージ型自動消火設備

パッケージ自動告示第3第2号に掲げる防火対象物にⅡ型を設置する際に、13㎡以下の居室に対し収納設備が設けられ13㎡を超えることとなる場合(第22-1図参照)又は居室と収納設備の床面積の合計が13㎡以下であっても居室や収納設備の形状等の理由から1台のⅡ型では防護し難い場合(第22-2図参照)で、次のすべての条件を満たす場合は、収納設備に対しⅡ型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置することができる。

- (1) 一の収納設備の床面積は、3㎡以下であること。
- (2) 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。
- (3) Ⅱ型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についてもⅡ型の点検基準に準じた点検が定期的に実施され、適切に維持管理されていること。



第 22－ 1 図



第 22－ 2 図

第 24 特定小規模施設用自動火災報知設備

- 1 延べ面積が 300 m²以上 500 m²未満の長屋式住宅の一部を令別表第 1 (5) 項イに掲げる用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イ及び一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満のものに限る。）となった場合においても、特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設省令第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定の例により設置できるものとする。

なお、この場合において、当該防火対象物は特定小規模施設省令第 2 条第 1 号ハに掲げる防火対象物とみなし、同省令第 3 条第 2 項第 3 ハに掲げる場所にも感知器を設置すること。

- 2 条例第 34 条の 10 第 1 項第 1 号及び 2 号の規定により自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、延べ面積が 500 m²未満である場合は、条例第 34 条の 17 の規定により、当該設備の代替として特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設省令第 3 条第 2 項（第 3 号ハを除く。）及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置することができる。なお、この場合において、第 25 条例により設置義務を課している消防用設備等の代替（文末の★印）の規定によらず、特例適用願出書の提出を省略できるものとする。

第 25 条例により設置義務を課している消防用設備等の代替

条例により設置義務を課している消防用設備等に代えて、令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づく必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる。★

第 26 その他

平成 24 年 3 月 9 日以前に、下記の特例基準に適合し、令第 32 条又は条例第 34 条の 17 の規定を適用されている消防用設備等については、引き続き令第 32 条又は条例第 34 条の 17 の規定を適用できるものとする。

- 1 スプリンクラー設備

体育館、エントランスホールその他これらに類する用途に使用される部分で、天井の仕上げが不燃

材料であり、かつ、多量の可燃物を存置し又は取り扱うおそれのない場合にあっては、スプリンクラーヘッドの取付面の高さが8 m以上となる箇所のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。

2 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備で、(一財)日本消防設備安全センターの評定を受けたものの取り扱いについては、次によることができる。

(1) 大型消火器を設置しなければならない部分に、当該大型消火器の設置に替えて使用することができる。

(2) 屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物で、屋内消火栓設備を設置することが困難であると認められる場合には、屋内消火栓設備の設置に替えて使用することができる。

ア 耐火建築物のものにあっては4階以下であり、かつ、延べ面積が1,500 m²以下であること。

イ 耐火建築物以外のものにあっては2階以下であり、かつ、延べ面積が1,000 m²以下であること。

ウ 屋内消火栓設備が局部的に必要となる場合で、当該部分からの出火及び延焼の危険が少ないと認められる場所

(3) パッケージ型消火設備は、防火対象物の階ごとにその階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が、15m以下となるよう設けること。

3 ハロン代替ガス系消火設備

ハロン代替ガス系消火薬剤（ハロンの代替等として開発されているハロゲン化物及び非ハロゲン化物をいう。）を使用する消火設備・機器（以下「ガス系消火設備等」という。）のうち、(一財)日本消防設備安全センターの「ガス系消火設備等評価委員会」において、その機能、性能等が適正であると評価されたものは、消防法令の規定に基づき設置された消火設備と同等以上の効力があると認めることができる。

4 消防防災システム装置等

(一財)日本消防設備安全センターの「消防防災システム評価委員会」において、消防防災システム装置としてその機能の優良性が評価されたものについては、消防用設備等としての機能が評価された範囲内の消防用設備の基準に関し、消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めることができる。